

## 新旧対照表

※ 下線部分が改正部分

横浜市建築基準法施行細則による地下街であるものに設ける防火設備の検査の項目等					
旧			新		
(本文省略) 別表			(本文省略) 別表		
(あ) 平成28年国土交通省告示第723号別表第1から別表第4まで		(い) 第2ただし書により読み替えるもの	(あ) 平成28年国土交通省告示第723号別表第1から別表第4まで		(い) 第2ただし書により読み替えるもの
別表第1(5)の項(に)欄、 別表第2(15)の項(に)欄、 別表第3(12)の項(に)欄及び別表第4(15)の項(に)欄	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)（令第128条の3第5項の規定により令第112条第18項を準用する場合を含む。）に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)(i)及び(ii)（令第128条の3第5項の規定により令第112条第18項を準用する場合を含む。）に掲げる場所に設けていないこと。	別表第1(5)の項(に)欄、 別表第2(15)の項(に)欄、 別表第3(12)の項(に)欄及び別表第4(15)の項(に)欄	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)（令第128条の3第5項の規定により令第112条第19項を準用する場合を含む。）に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)(i)及び(ii)（令第128条の3第5項の規定により令第112条第19項を準用する場合を含む。）に掲げる場所に設けていないこと。
別表第1(17)の項(ろ)欄	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第112条第10項か	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第112条第10項か	別表第1(17)の項(ろ)欄	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第112条第11項か	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第112条第11項か

	<u>ら第12項まで</u>	<u>ら第12項まで</u> （ <u>第10項</u> にあつては、令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）		<u>ら第13項まで</u>	<u>ら第13項まで</u> （ <u>第11項</u> にあつては、令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）
別表第2(27)の項(3)欄、 別表第3(23)の項(3)欄及び別表第4(26)の項(3)欄	令第112条第10項から第12項まで	令第112条第10項から第12項まで（ <u>第10項</u> にあつては、令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）	別表第2(27)の項(3)欄、 別表第3(23)の項(3)欄及び別表第4(26)の項(3)欄	令第112条第11項から第13項まで	令第112条第11項から第13項まで（ <u>第11項</u> にあつては、令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）